

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	子ども未来応援課

契約業者名・住所	社会福祉法人 親愛会 松戸市紙敷 3-8-11
工事等の名称	松戸市地域子ども・子育て支援事業運営業務委託(あおば子育て支援センター)
工事等の場所	松戸市紙敷 3-8-11 東松戸保育園
種 別	業務委託
工事等期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
契約金額	11,843,000 円
工事等の概要	松戸市地域子ども・子育て支援事業業務運営
随意契約の理由	見積業者である「社会福祉法人 親愛会」は平成 20 年より「あおば子育て支援センター」を実施し、主に東部地区などの子育て世帯に利用されている。また、当支援センターだけでなく東部地区内に3園の保育園を開設しており、地域との信頼関係が築かれているところである。 東部地区は子育て世帯が著しく増加しており、利用者のニーズに合わせたイベントや相談会などの開催が必要となるが、保育園を運営するノウハウを生かして独自性のある行事を開催し、利用者数を延ばしているところある。 また、当支援センターは東松戸保育園内に併設されていることから、当保育園を運営する法人の運営が効率面、コスト面からも妥当と考えられる。また、当事業は利用者との信頼関係を築き、安心できる場を提供すること、また関係機関と連携しながら地域の親子を継続的に見守ること、問題を抱える親子を早期に発見し、支援していくことを目的としている。そのためには今後も当法人による事業の継続が必要であると思慮される。 よって、本子育て支援センターは、当該事業者以外に運営できないことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約とし、松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定により一者から見積もりを徴することが、適法かつ妥当であると思慮される。